

仕 様 書

1 件名

電子複写機による複写サービス契約

2 一般的事項

- (1) 本仕様書は、新潟県新潟地域振興局津川地区振興事務所（以下「所属」という。）が指定した場所において使用する電子複写機（以下「複写機」という。）の仕様及び複写サービス契約についての仕様等を示すものである。
- (2) 本仕様書に示す複写機等の性能及び機能等は、主要事項のみを示したものであり、本仕様書に明記されていない事項であっても、複写機の利用に際して当然備えるべきものについては完備しているものとする。
- (3) 複写サービスとは、県が正常な状態で複写機を使用するために必要な機器の設置、保守点検、複写機能を維持するために必要な消耗品の提供等をいう。
- (4) 複写サービス契約とは、受注者が複写サービスを提供し、県が利用の対価を支払う契約である。

3 契約期間

令和8年10月1日から令和13年9月30日までの60か月間（5年間）

4 月間使用見込枚数

モノクロ 7,150枚 カラー 4,650枚

ただし、使用枚数を保証したものではないことに注意すること。

5 複写機の仕様

別紙のとおりとし、以下の条件を満たすこと。

- (1) 新造品であること。
- (2) オプション、手差しトレイ（延長トレイ部分は除く）も含め、別紙の設置スペースの範囲に収まること。
- (3) 機能性及び操作性に優れていると認められるものであって、機器の信頼性が高く、高性能のものであること。
- (4) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）及び国際エネルギースタープログラムに適合するものであること。

6 複写サービス契約の仕様

- (1) 設置場所、所属及び台数

場所：新潟県東蒲原郡阿賀町津川 1861-1 新潟県新潟地域振興局津川庁舎 2階

所属名：新潟県新潟地域振興局津川地区振興事務所

台数：2台（土木部門1台、林業部門1台）

- (2) 設置・撤去作業

- (ア) 作業に当たり、所属の担当職員と入分に打ち合わせを行うこと。
 - (イ) 所属から提供する IP アドレスにより、複写機にネットワーク設定を行うとともに、職員用パソコンから印刷等ができるよう必要な設定を行うこと。
 - (ウ) 複写機を設置する際は、所属の指示に従い、指定された場所に設置すること。
 - (エ) 令和 8 年 10 月 1 日から複写サービスが提供できるよう、設置作業を完了させること。
 - (オ) 設置作業完了時及び所属の求めに応じて複写機の適切な操作方法を指導すること。
 - (カ) 契約期間満了時には、速やかに撤去すること。
- (3) 保守点検
- (ア) 複写機のトナー等必要な消耗品の提供については、受注者が責任を負うこととする。
 - (イ) 複写機が常に良好な状態を保つため、設置機器に精通した人員による定期的な保守点検を行える体制を整えること。
 - (ウ) 上記 (イ) に掲げる保守点検管理は、下記に掲げる閉庁日以外の日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までの間に行うこと。
閉庁日：日曜日、土曜日、国民の祝日、12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日
 - (エ) 複写機に障害等が発生した旨所属から連絡を受けた場合には、原則として 90 分以内に所属に到着し、速やかに使用可能な状態に修復すること。
 - (オ) 速やかに修復できないと見込まれる場合等、業務に支障が生じる場合には、所属と協議の上、代替物の提供等により、速やかに複写サービスを利用可能な状態にすること。
 - (カ) 通信回線を利用して、複写サービスの保守に必要な情報の送受信を行うサービス（以下「リモート保守サービス」という。）については、以下のとおり提供すること。
リモート保守サービスに使用する通信回線は下記のアからウに掲げる仕様を全て満たすものであること。
 - ア 複写機を利用するネットワークと保守用の回線が物理的又は論理的に分離されており、コピーやスキャン、プリントアウトしたデータを外部に送信できない仕様になっていること。
 - イ 保守用の通信回線は、相互の通信先がそれぞれ特定されていること。
 - ウ 保守用の通信回線は、TLS.2 以降の暗号化通信等により第三者による通信内容の改ざんや傍受等への対策が取られていること。

7 複写サービス料金

複写サービス料金は、基本料金（使用枚数にかかわらず、月ごとに支払う一定額）と複写料金（複写片面 1 枚当たりの単価×使用枚数）を合算した金額によるものとする。複写サービスに要する経費のうち、用紙代及び電気代は県の負担とし、契約時の仕様に基づいて設置する複写サービス付加機能を含むその他一切の経費は受注者の負担とする。

ただし、以下の経費については県の負担とする。

- (1) 設置の際に必要な LAN ケーブル等の経費（LAN ケーブルを覆うカバーの設置、床下配線などを含む。）
- (2) 複写サービスの提供場所を変更する際に、複写機の移動に関して受注者が運送会社に依頼することが適当であると県が事前に認めた場合の当該費用相当額
- (3) 契約開始後に複写サービス付加機能を追加する場合の経費
- (4) 契約開始後にカラーコピーの使用を管理する機能を持たせたカード（以下「カード」という。）を追加発行するための経費及び契約時の仕様に基づいて発行されたカードの再発行に係る経費

8 請求事務

- (1) 受注者は、毎月末日時点で所属の確認を受けて複写サービスのカウント枚数を算出し、当該枚数に契約単価を乗じて得た金額と月間基本料金を合算した金額に、消費税及び地方消費税の額を加算した額（円未満の端数は切り捨てる。）を所属に請求する。
なお、カウント枚数の算出期間は月の初日から末日までの1か月間とする。
- (2) 受注者が複写機の保守点検の際に使用したテストコピー及び不良コピーは、その数を前項の複写サービスカウント数から控除するものとする。

9 機密の保持

- (1) 受注者は、保守点検等の際に知り得た県の業務上の機密を外部に漏らしたり、他の目的に利用してはならない。契約期間満了後も同様とする。
- (2) 受注者は、保守点検において記憶装置を交換する際や契約終了後の機器撤去の際には、自らの費用負担において、県の使用により記憶されたすべてのデータを記憶装置から完全に消去し、当該データが復元不能になった旨を書面により所属に報告しなければならない。
- (3) 受注者は、前項の作業が困難な場合、自らの費用負担において記憶装置を物理的に破壊し、当該装置が再利用不能になった旨を書面により所属に報告しなければならない。
- (4) 前2項によりデータの消去又は記憶装置の破壊を行った旨を書面により所属に報告する場合は、当該機器に係るデータの消去又は破壊を行ったことが分かる写真を添付した証明書も提出すること。

別紙

	項 目	機 能 詳 細
基 本 機 能	最大原稿サイズ	A3
	複写サイズ	A3 (横) から官製はがき (手差し可)
	複写倍率	固定及び任意 (25%~400%) の倍率による縮小・拡大
	ウォームアップタイム	30 秒以下
	ファーストコピータイム	6 秒以下
	カラー対応	フルカラー
	読み取り解像度	600dpi×600dpi 以上
	メモリー容量	2GB 以上
	ストレージ容量	80GB 以上
	階調	256 階調以上
	自動両面コピー機能	装備
	自動両面原稿送り機能	1 パス両面読込機能を装備
	給紙方式	4 段 (合計 2000 枚) 以上+100 枚以上マルチ手差し
	連続複写速度 (A4 横)	モノクロ : 55 枚/分以上、カラー : 55 枚/分以上
	仕分け機能	ソート/スタック
	ページ番号付け機能	装備
	集約コピー機能	複数枚の原稿を 1 枚にまとめてコピーすることができる機能を装備していること
	ネットワークプリンタ機能	装備
付 加 機 能	カラースキャン機能	装備
	ファックス機能	装備 (ただし、土木部門 1 台)
	振り分け排紙機能	コピー (プリントを含む)、ファックスごとに振り分け出力されること
	カード管理機能	カラーコピー使用時にカードで使用を管理できる機能を装備していること (カードは 1 台につき 1 枚合計 2 枚)
そ の 他	電源・最大消費電力	100V/15A/1500W
	インターフェイス	1000BASE-T/100BASE-TX/10BASE-T、USB2.0 以上
	対応プロトコル	TCP/IP に対応可能なこと
	対応 OS	Windows11 に対応可能なこと
	裏面利用紙の使用	使用できること
	設置スペース	幅 1,400 mm以内 奥行 900 mm以内

【その他条件】

ここに示す複写機の性能及び機能等は主要事項を示したものであり、明記されていない事項であっても、複写機の利用にあたり当然備えるべきものについては完備しているものとする。